

介護予防・日常生活支援総合事業 について

知立市役所・長寿介護課
地域支援係

ここでお伝えしたいこと

1 介護予防・日常生活支援総合事業について

(1) 自立支援について

(2) 日常生活支援について

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の考え方

2 生活を支える地域づくり

3 介護予防・日常生活支援総合事業 事務連絡



1 介護予防・日常生活支援総合事業について

○総合事業＝「介護予防」と「日常生活支援」を総合して考えることで、自立を支援する。

×総合事業＝現行型サービス・緩和型サービス

担い手は専門職だけではなく、地域の人材を活用することで、地域で高齢者が社会参加できる機会を増やし、介護予防につながる

そもそも、「自立支援」って何？

介護保険における「自立」とは、要介護者ができる限り自分の能力を活かして日常生活を続けていくこと。

(1) 自立支援について

入浴を例に、自立支援を考える

例 「入浴ができない」場合の支援

- × すべてヘルパーが介助する。
- 着替え、洗身は本人が行う。浴槽をまたぐことが難しいので、ヘルパーが介助しつつ、またげるようになるために生活の見直しを行う。

⇒介護サービスでできないことを代わりに行うのではなく、本来持っている力を最大限生かして、要介護状態になることを予防する(自立支援)。

そのためには課題を具体的にした計画が必要です。

課題を具体的にするととは？

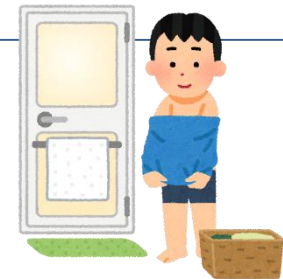
○入浴は、ベッドから起き上がる⇒体を回転させる⇒端座位をとる⇒立ち上がる⇒立位を保持する⇒お風呂まで移動する⇒衣服を脱ぐ⇒洗い場の椅子に座る⇒座位を保持する⇒風呂場をまたぐなどで構成されている。

○「入浴ができない」とざっくりとした課題を設定するのではなく、「一連の入浴行為のどこができないか」を把握する(自分で観察する、ほかの職種から情報を得る)。

×課題設定「入浴ができない」⇒入浴するためにサービスを考えるようになる。

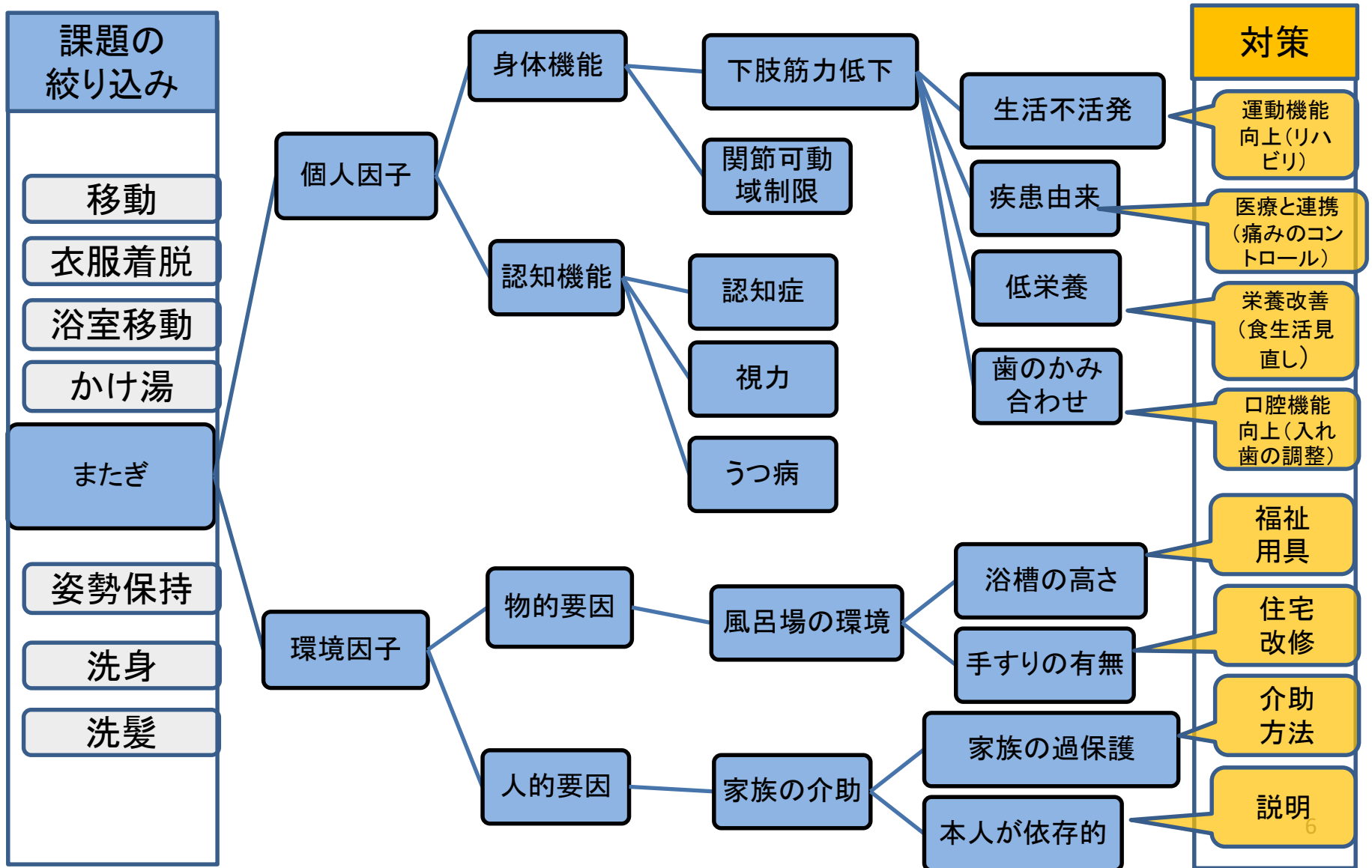
○課題設定「お風呂がまたげない」⇒またげるようになるためにはどうすべきか(方法)を考えるようになる。

どこができないかを絞り込んで
要因を分析する



要因を分析する 「またぎができない」を例に

目指す姿 以前と同じように、好きなときに一人で自宅のお風呂に入る



(2) 日常生活支援について

介護サービスが入っていない時間、ご本人は何をしていますか？

もともと、ご本人の日常はどんな生活でしたか？

| 6:00 | 7:00 | 10:00 | 12:00 | 14:00 | 15:00 | 18:00 | 20:00 |
|-------|------|-------|-------|----------|------------------|-------|-------|
| 新聞が届く | 朝食 | 畑仕事 | 昼食 | スーパーへ買い物 | 野菜を近所へおすそ分けし、立ち話 | 夕食 | 娘と電話 |

新聞
配達員



スーパー
の定員



近所の
人



娘



ご本人が幸せだと思う生活を、支える人たちは誰ですか？

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の考え方

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、介護サービスを組み合わせるだけでなく、ご本人の周りにある様々な資源を組み合わせ、

「日常生活にある幸せ」をこれまでと同じように続けていけるように支援をすること。

そして、ご本人や周りの人が、**「そのためにどうすればよいか気づき、生活全体を見直す」**ためのきっかけづくりをすることが大切。



2 生活を支える地域づくり

| | 6:00 | 7:00 | 10:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 18:00 |
|----------------|--------------|------|-------------------|-------|--------------|--------------|-------|
| | 新聞が届く | 朝食 | 病院受診 | 昼食 | スーパーへ 買い物 | 地域のサロン | 夕食 |
| 関わる人 | 新聞 配達員 | | 医師・ 看護師 | | スーパー の定員 | 近所の 人 | |
| 地域支援係の 取り組み | 生活支援 体制整備 | | 在宅医療・介護 連携推進事業 | | 認知症 施策 | 一般介護 予防 | |
| | 見守り 協定 | | 認知症初期 集中支援 | | 生活支援 体制整備 | 生活支援 体制整備 | |

※知立市高齢者活動ささえあいガイドを活用して下さい。



3 介護予防・日常生活支援総合事業 事務連絡



ご本人の日常生活、興味のあることの聞き取り方

興味・関心チェックシート(参考資料)

本人のいつもとは違った一面が発見できます。会話のきっかけにご利用ください。

出典：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用について」

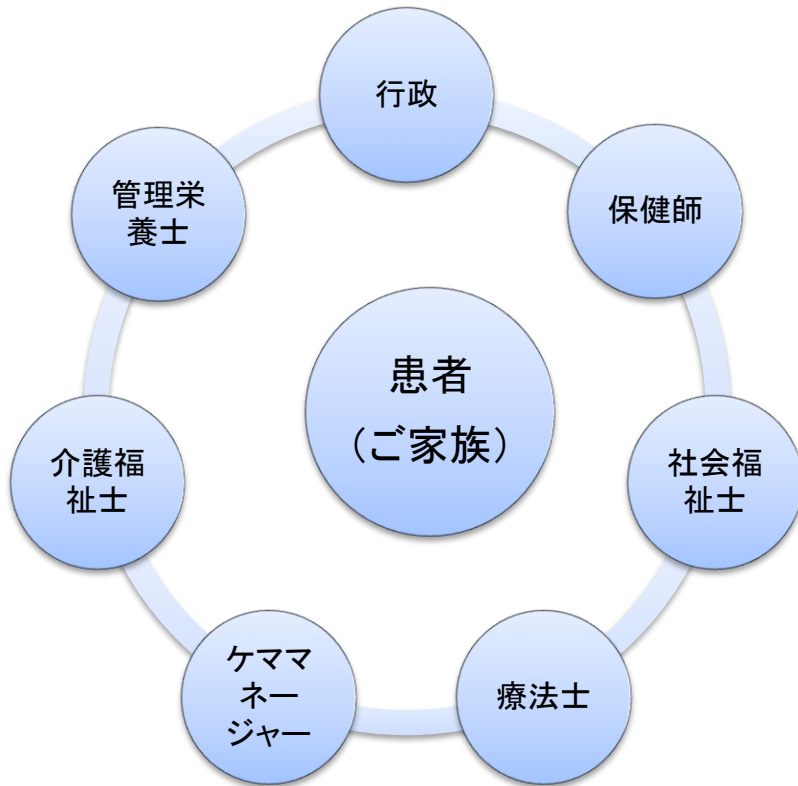
興味・関心チェックシート

氏名：_____ 年齢：_____ 歳 性別(男・女)記入日：_____ 年 _____ 月 _____ 日

表の生活行為について、現在しているものには「している」の列に、現在していないがしてみたいものには「してみたい」の列に、する・しない、できる・できないにかかわらず、興味があるものには「興味がある」の列に○を付けてください。どれにも該当しないものは「している」の列に×をつけてください。リスト以外の生活行為に思いあたるものがあれば、空欄を利用して記載してください。

| 生活行為 | している | してみたい | 興味がある | 生活行為 | している | してみたい | 興味がある |
|-----------|------|-------|-------|---------|------|-------|-------|
| 自分でトイレへ行く | | | | 生涯学習・歴史 | | | |
| 一人でお風呂に入る | | | | 読書 | | | |
| 自分で服を着る | | | | 俳句 | | | |
| 自分で食べる | | | | 書道・習字 | | | |

多職種連携会議



「自立支援型」ケアプランの勉強会であるとともに、地域の課題(地域の生活環境に不足しているもの)を検討する会議です。

事例の提供は当番制にしていますが、勉強会の参加、年間予定以外での事例の提供也大歓迎です。

皆さんの持っている情報を提供してください。
知立市をよりよい地域にするには皆さんの力が必要です！

介護予防・日常生活支援総合事業サービスの主な流れ

アセスメント

介護サービス、住宅改修、福祉用具などが必要な人

通所型・訪問型サービスのみの利用で良い人

自立している人

要介護

要支援

総合事業対象者
(チェックリスト該当者)
※介護認定不要

一般高齢者

介護サービス
介護予防サービス

訪問

介護予防訪問サービス

訪問型サービスA(指定事業所)

訪問型サービスA(委託)

訪問型サービスB(住民主体)

通所

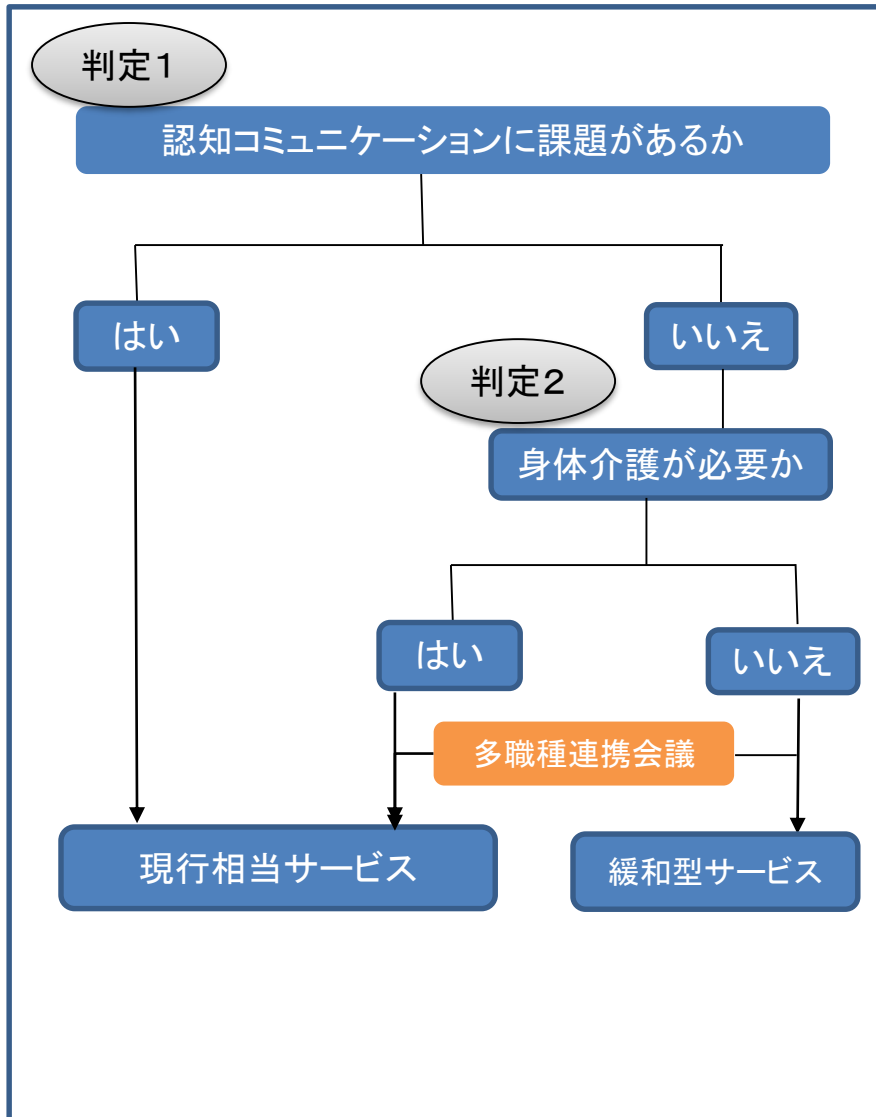
介護予防通所サービス

通所型サービスA(指定事業所)

通所型サービスC(短期集中リハビリ)

一般介護予防

現行相当サービスの利用に係るスキーム



現行相当サービスの判定基準について

• 判定1

- 主治医意見書または認定調査員の「認知症高齢者の自立度」を用いて判断
- ① ランクⅡ以上
- ② ランク自立又はⅠであるが、認定調査票の3群に該当

• 判定2

- 主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度」を用いて判断
- ① ランクB以上
- 自立またはJ1・J2・A1・A2ではあるが、認定調査票の2群に一部介助以上に該当

※フローに沿って緩和型サービスの適応になった際に現行相当サービスをする場合、また事業対象者で現行相当サービスを利用する場合には、多職種連携会議に諮る。

※多職種連携会議の対象者であっても、リハビリ専門職訪問支援事業、サービスC終了後の担当者会議においてアセスメントを受けたもので現行相当サービスが必要と判断されたものについては、多職種連携会議を経ず利用を認める。

基本報酬の考え方について

予防給付相当サービス(A2・A6)の考え方

①「1回単価」・「月単価」の設定があるが
基本的に「月単価」で算定する

②ただし、1回あたりの単価設定による報酬を用いることもある。

- ・月途中の退院および入院による利用開始および利用中止
- ・サービスAとの併用

★入退院を伴わない体調不良や利用者の都合による欠席の場合は「月単価」で算定

基準緩和サービス(A3・A7)の考え方

①「1回単価」・「月単価」の設定があるが
基本的に「1回あたり単価」で算定する

②ただし、月単価設定による報酬を用いることもある。

・週に1回程度(2回程度)の場合1か月の提供回数が4回(8回)を超えたとき

(例)週に1回の通所だが、1か月に5週あったため、月に5回通所した。

⇒「A7 1001」(通所型独自サービス1)にて請求

「新型コロナウイルス感染症への対応」上乗せ分加算の廃止について

「新型コロナウイルス感染症への対応」上乗せ分加算が令和3年9月30日にて終了予定です。
それに伴い、新しいマスタを配布します。

総合事業サービスコードの新しいマスタは10月中に配布予定です。

※ マスタは「新型コロナウイルス感染症への対応」上乗せ分加算の終了日を設定します。

ホームページ掲載時にメールでお知らせします。